

学校法人等代表者 殿

日本私立学校振興・共済事業団

理事長 清家 篤



平成30年5月20日から7月10日までの間の 豪雨及び暴風雨に係る共済事務の取扱いについて

平素より当事業団の共済業務についてご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたびの豪雨及び暴風雨により被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

当事業団では、被災された加入者及び被扶養者並びに学校法人等に対し、下記のとおり、短期給付及び福祉事業の特例、書類の提出期限並びに掛金等及び子ども・子育て拠出金の納付期限の延長その他の特例措置を設けることとしましたのでお知らせします。加入者及び被扶養者への周知も併せてお願いします。

また、広島県、岡山県及び愛媛県については、被災の状況に鑑み、被災加入者が円滑に災害見舞金等の災害給付及び災害貸付を申し出ていただくことができるよう、臨時の請求窓口の開設を予定しております。(詳細は、決まり次第お知らせします。)

皆様の一日も早い復旧・復興を、心よりお祈り申し上げます。

記

1 資格関係〔担当部署：業務部資格課〕

- (1) 平成30年8月31日までの間、被災された加入者及び被扶養者からの加入者証及び加入者被扶養者証の再交付並びに資格証明書の交付の依頼については、電話等による申出でも、本人確認の上受け付け、学校法人等又は加入者の住所へ送付します。

なお、加入者証又は加入者被扶養者証の再交付が間に合わない場合でも、医療機関の窓口で次の事項を申告すれば受診できます。万一受診できなかった場合には、資格課又は短期給付課までご連絡ください。

- ① 氏名

- ② 生年月日
- ③ 加入者の勤務先名
- ④ 私学共済制度の加入者又は被扶養者であること

また、任意継続加入者から任意継続加入者証等の再交付等の問合せがあった場合には、直接資格課へご連絡いただくようお願いください。

(2) 被災された学校法人等がその事務連絡先を一時的に変更する場合は、電話等でも変更の申出を受け付けます。

(3) 被災により、資格事項に関する報告書又は届出書を提出することが困難な場合、**平成30年8月31日までに提出期限を迎えるものについては、それぞれの期限を6か月間延長**します。

なお、提出期限後に提出する場合は、用紙の余白に「平成30年7月豪雨」と朱書きしてください。

2 短期給付関係〔担当部署：業務部短期給付課〕

(1) 加入者又は被扶養者の住居や家財に1/5以上の損害を受けたときには、その損害の程度に応じて災害見舞金及び災害見舞金付加金を支給します。

災害見舞金及び災害見舞金付加金の請求には、「災害見舞金・災害見舞金付加金請求書」及び「災害状況明細書」のほか、その損害の程度を認定するために「り災証明書」が必要となります。

また、り災の状況のわかる写真があれば、添付してください。

なお、請求期限は、**災害にあった日の翌日から2年**となります。

(2) 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用市町村に住所を有する加入者又は被扶養者が被災により次の①から③までのいずれかに該当する場合、医療機関等を受診する際に、窓口で当該①から③までのいずれかに該当する旨を、**口頭**で申し出ることにより、窓口で負担する一部負担金等（保険診療に係るものに限ります。）の支払が不要となります（**平成30年10月31日までの受診分に限ります。**）。ただし、入院時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

- ① 住家が全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした
- ② 主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った
- ③ 主たる生計維持者が行方不明となった

窓口で申し出るに当たって、「り災証明書」の提示等は不要です。なお、後日、窓口で申し出た内容について、確認させていただく場合があります。

- (3) (2) により一部負担金等の支払が不要となる加入者及び被扶養者が医療機関等の窓口で一部負担金等を支払ったときは、当該一部負担金等の還付を請求できます。

3 災害見舞品関係〔担当部署：福祉部保健課〕

災害見舞金付加金の支給を受ける加入者には、災害見舞品に代えて、現金3万円を送金します。これに関する手続は不要です。

4 掛金等関係〔担当部署：業務部掛金課〕

- (1) 被災により掛金等及び子ども・子育て拠出金の納付が困難な学校法人等については、平成30年6月分及び7月分掛金等及び子ども・子育て拠出金の法定納期限を、それぞれ平成30年10月1日に延長します。
- (2) 被災された学校法人等からの申請に基づき、原則として**1年以内**の期間に限り、掛金等及び子ども・子育て拠出金の納付を猶予します。

5 年金関係〔担当部署：年金部〕

被災された年金受給権者が年金証書の紛失若しくは破損又は年金関係の書類が提出できない等でお困りの場合には、個別にご相談を承りますので、年金第一課又は年金第二課までご連絡いただくようお願いください。

6 積立貯金関係〔担当部署：福祉部保健課〕

被災された加入者に係る貯金の払戻しについては、以下のように取り扱います。

- (1) 申出により、緊急やむを得ないと判断される場合には、通常の払戻し日にかかわらず、随時の払戻しを請求することができます。この場合については、「積立貯金払戻請求書」の余白に「**緊急払戻希望**」と**朱書き**してください。
- 申出の締切りは、**平成31年1月31日**となります。
- (2) 「積立貯金払戻請求書」がないときは、任意の用紙に「積立貯金払戻請求書」と明記し、学校名、加入者番号、加入者の氏名及び生年月日並びに払戻金額を記入し、積立貯金登録印（以下「登録印」といいます。）を押印の上請求してください。
- (3) 紛失等により登録印を押印できない場合は、他の印又は拇印でも受け付けますが、この場合は、「積立貯金払戻請求書」に学校法人等代表者の確認印を押印してください。
- また、後日、当事業団指定の用紙を提出していただく必要がありますので、ご了承ください。

7 積立共済年金関係〔担当部署：福祉部保健課〕

災害救助法の適用市町村に住所を有する加入者を対象として、以下のように取り扱います。

- (1) 脱退一時金及び遺族一時金の請求に当たって、被災により手続に必要な書類の添付が困難な場合については、添付書類の省略又は代替書類の添付等を可能とします。
- (2) **平成30年11月22日までに**当事業団に申し出た場合については、積立共済年金の掛金の振替が3か月できなかった場合でも自動脱退とはせず、**平成31年1月7日までに**、払込み又は同日における掛金の振替により、未払分の掛金を納付していただくことで、加入を継続することができます。

8 共済定期保険関係〔担当部署：福祉部保健課〕

〔問合せ先〕専用フリーダイヤル：0120-716-267

災害救助法の適用市町村に住所を有する加入者を対象として、以下のように取り扱います。

- (1) 死亡保険金及び入院保険金の請求に当たって、被災により手続に必要な書類の添付が困難な場合については、添付書類の省略又は代替書類の添付等を可能とします。
- (2) 保険料の振替（平成30年9月25日）及びその再振替（平成30年10月22日）ができなかった場合でも、当事業団に申出の上、後日（当事業団が指定する日までに）振替できなかった保険料を払い込んでいただくことにより、加入を継続することができます。

申出の締切りは、**平成30年10月31日**となります。

9 貸付関係〔担当部署：福祉部貸付課〕

(1) 定期償還期限の延長

被災された借受人からの申出により、全ての貸付け（特殊住宅貸付を除きます。）について、**2年間**を限度として定期償還期限を延長します。延長の申出は、「定期償還期限延長承認願（既貸付者）」に、「り災証明書」を添付し、**平成30年12月7日（必着）までに**申し出てください。

なお、定期償還延長期間中の利息は、**年0.03%の固定利率**とし、定期償還延長期間終了後に、一括又は分割でお支払いいただきます。

(2) 被災された加入者への貸付け

① 特例住宅貸付

- ・ 貸付限度額 貸付申込み時における退職手当の見込額に600万円を加えた額
(ただし、その額が2,000万円を超えるときは2,000万円)
- ・ 貸付利率 年0.03% (固定利率)
- ・ 申込期限 平成33年7月9日 (必着)
- ・ その他 申込みに当たっては、貸付申込書(様式第1号)の貸付事由欄に「激甚災害」と記入し、通常の住宅貸付に必要な添付書類のほかに、「り災証明書」を添付してください。
また、申込み時に、「定期償還期限延長申請書(新規貸付者)」により申し出ることによって、初回償還分から2年間を限度に定期償還期限を延長します。

② 特例災害貸付

- ・ 貸付限度額 標準報酬月額(62万円を限度)の6か月分相当額(ただし、その額が200万円を超えるときは200万円)
- ・ 貸付利率 年0.03% (固定利率)
- ・ 申込期限 平成31年7月9日 (必着)
- ・ その他 申込みに当たっては、貸付申込書(様式第1号)の貸付事由欄に「激甚災害」と記入し、「り災証明書」を添付してください。
また、申込み時に、「定期償還期限延長申請書(新規貸付者)」により申し出ることによって、初回償還分から2年間を限度に定期償還期限を延長します。

※ 「定期償還期限延長承認願(既貸付者)」及び「定期償還期限延長申請書(新規貸付者)」には、借受人(又は申込人)及び学校法人等代表者の押印が必要です。用紙は、私学共済ホームページからダウンロードできます(任意の用紙でも結構です。)

※ 貸付申込み時に「り災証明書」が入手できず、添付が困難な場合は、借受人又は申込人による理由書(後日、「り災証明書」を提出する旨の記載があるもの)及び借受人又は申込人が被災された旨の学校法人等の証明書(併記可)を添付してください。

10 宿泊施設関係〔担当部署：施設部管理課〕

平成30年8月31日までの間、被災により自宅での居住が困難となった加入者及びそのご家族に対し、当事業団の宿泊施設（全16施設）を提供します。

利用料金については、宿泊料は無料、食事代は自己負担となります。

宿泊のご利用については、各宿泊施設への事前予約が必要です。なお、予約状況によっては、ご利用いただけない場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

各施設の連絡先は、私学共済ホームページをご参照ください。

上記の内容に関するお問合せは、当事業団共済事業本部の担当部署までお願いします。
なお、項番8「共済定期保険」については、フリーダイヤルにお問合せください。

また、このたびの豪雨及び暴風雨に係る共済事務の取扱いについては、私学共済ホームページでもお知らせしています（内容等に変更があった場合は、随時ホームページでご案内してまいりますので、併せてご覧ください。）。

日本私立学校振興・共済事業団 共済事業本部

〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5

TEL：03-3813-5321（代表）

私学共済ホームページ：<http://www.shigakukyosai.jp/>